

# **1. PRTR について知る**

- 1. PRTR とは何か**
- 2. PRTR はどんなことに役立つか**
- 3. PRTR 法とは**
- 4. どんな物質について報告されるのか**
- 5. どんな事業所が報告するのか**
- 6. 事業者はこうやって報告する**
- 7. 事業所以外からの排出**
- 8. 公表のしくみ**

# 1. PRTRとは何か

さまざまな化学物質が環境中に排出されていることを何となく不安に思うことはあっても、自分の住む地域でどんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているか知っている人はほとんどいないのではないのでしょうか？

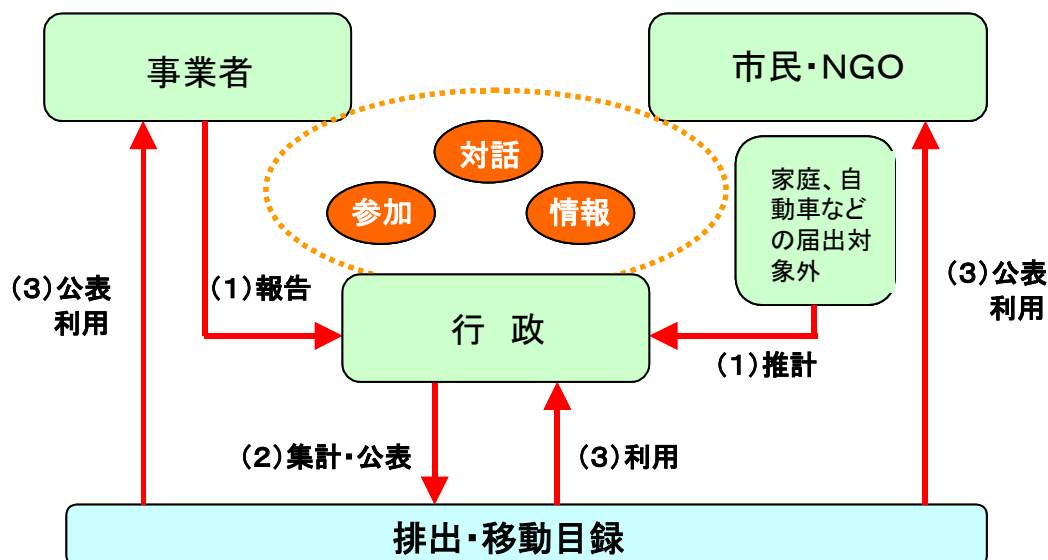
「市役所に問い合わせしてみれば分かるかもしれない」「インターネットで調べたら何か情報が得られるだろう」とあちこち探してみても、期待したほどデータは集まらず、市民にとって化学物質の排出に関するまとまった情報を入手するのは容易ではないことに気づきます。

PRTR とは、毎年、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているか知るためのしくみです。

**P**ollutant      **R**elease      and      **T**ransfer      **R**egister  
 (環境汚染物質      排出      ・      移動      登録 )

の略称で、これまで市民がほとんど目にする事のなかった化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとにまとめて公表する制度です。日本だけでなく諸外国でも導入が進んでいます。

## PRTRの基本的構造



PRTR では、化学物質を取り扱う全国の事業者が1年間にどのような物質をどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動したかを国に報告します。国はそれを集計し、毎年公表します。また、家庭や農地、自動車などから排出される化学物質の量も国が推計し、事業者からの報告とあわせて公表することになっています。

## 2. PRTRはどんなことに役立つか

PRTR制度が導入され、企業や家庭、農地などから排出される化学物質の量が毎年公表されることで、身の回りの化学物質と私たちとの関係はどのように変わってゆくのでしょうか。

### ○多くの化学物質の排出状況がわかる

これまでも人の健康や生態系に被害をもたらすようないくつかの有害な化学物質の排出については、主に工場などを対象に法律による規制が行われてきました。しかし、一つ一つの物質に対して規制をかけることは流通している膨大な化学物質の量に比べ限定的です。家庭や農地、自動車などからも排出されている多くの化学物質については、どこからどれだけ出ているのか十分に実態を把握することができませんでした。

PRTR では 354 物質の排出状況が公表され、化学物質の使用や排出を削減するための基礎的な情報源となります。

### ○行政施策や事業者の自主的取り組みが促進される

この情報をもとにして、行政が化学物質対策を検討する際の優先順位を決める判断材料にしたり、事業者が排出量を削減する際の目標設定に役立てることが出来ます。事業者が1年分の化学物質の排出を行政に報告するには、まず自社で取り扱っている化学物質の種類やその量について十分に把握する必要があります。その過程で無駄な排出に気づき、自主的な管理の改善が進むことが期待されます。

### ○市民、企業、行政が同じ情報を共有する

PRTR で公表されるデータは誰でも見る事が出来ます。市民は、自分の住む地域の化学物質の排出状況について、企業や行政とまったく同じ情報を手にすることが可能になります。これまで行政や企業に任せるしかなかった化学物質問題への取り組みに市民が積極的に参加する機会が広がります。また、誰でもデータを見ることが出来るため、行政や企業の取り組みには絶えず社会の目が注がれ、環境保全対策の効果や進捗状況をみんなで確認することが出来ます。

### ○化学物質による環境リスクへの理解を深める

もちろん市民にも化学物質の使用や排出を減らす努力が求められます。こうした行政や企業、市民の共同作業を通じて、化学物質による環境リスクへの理解が深まり、社会全体の環境への化学物質の排出量を減らすことが期待されます。

### 3. PRTR法とは

PRTR は法律で定められた制度です。1999(平成 11)年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、報告の対象となる化学物質や報告をしなければならない事業者などが決められています。この法律は「PRTR 法」または「化学物質管理促進法」という略称で呼ばれることが多く、このガイドブックの中では以下「PRTR 法」と表記します。

#### ○PRTR 法の対象化学物質

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するものです。その物質が環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに分けられています。環境中に多く存在しているほうが「第一種指定化学物質」で 354 物質あります。事業者が排出量を報告したり国が推計を行うのは、この「第一種指定化学物質」です。また、この中でも人に対する発がん性が認められ特に注意を要する物質は「特定第一種指定化学物質」と呼ばれ、12 種類が指定されています。

何万種類もある化学物質のうちどの物質を PRTR の対象にするかは、有害性についての国際的な評価や生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決められています。

#### ○PRTR 法の対象事業者

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量という3つの条件があり、それぞれ一定の基準に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられます。具体的には製造業や鉱業、電気・ガス業などをはじめとする 23 業種が対象となります。

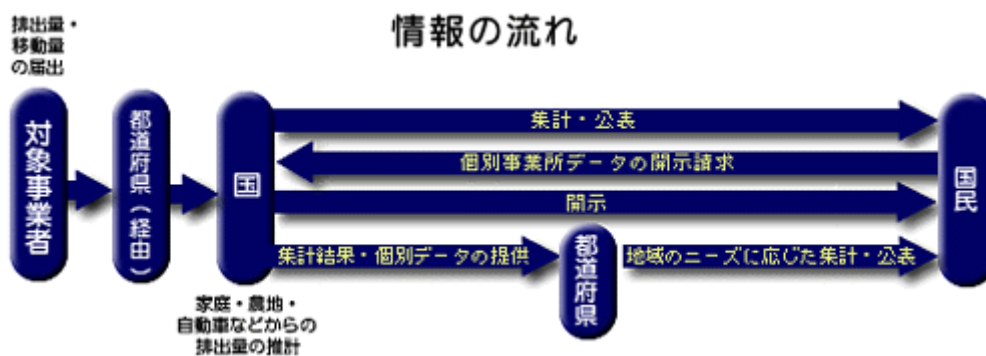
- ・ PRTR法について  
環境省環境保健部環境安全課 PRTR 担当  
経済産業省製造産業局化学物質管理課
- ・ 対象物質について → 5ページ、巻末付録1, 2
- ・ 対象事業者について → 8ページ

## ○情報の流れ

事業者の報告は都道府県を經由して国に届けられます。国は全国から集まってくるデータをすべて集計し、事業者以外の発生源(家庭、農地、自動車など)からの排出量とともに年に1回公表します。

また、事業者のデータはコンピュータ処理が可能な形に加工され、国から都道府県に提供されることになっており、各都道府県でも地域のニーズに応じてデータを集計し公表することができます。

国民は、国による集計結果の公表とは別に、個別事業所のデータを国に開示請求し、入手することができます。



- ・ 企業の報告のしかたについて

→10 ページ、『PRTR排出量等算出マニュアル』（平成 13 年4月、経済産業省・環境省）

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/2/2index.html>

## 4. どんな物質について報告されるのか

PRTR 法の対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるもので、環境中に存在する量の違いによって次の2つに区分されています。

### ○第一種指定化学物質(354 物質)

環境中に広く継続的に存在し、次のいずれかの有害性の条件に当てはまるもの

- ・人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・その物質は人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがなくても、自然の状況で化学変化を起こし、容易に有害な化学物質を生成するもの
- ・オゾン層を破壊するおそれがあるもの

### ○第二種指定化学物質(81 物質)

第一種と同じ有害性の条件に当てはまる物質で、環境中にはそれほど多くないと見込まれる物質

PRTR 法に基づいて事業者が報告を求められる化学物質は「第一種指定化学物質」です。また、この物質を他の企業へ出荷する場合には、安全性や毒性に関する情報や取扱い方法などを記載した MSDS(化学物質等安全データシート)を提供することが事業者には義務付けられています。

「第二種指定化学物質」については排出量を国に報告する必要はありませんが、第一種と同様 MSDS の提供が定められています。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第一種・第二種指定化学物質 →69 ページ、巻末付録1, 2</li><li>・ MSDS →11 ページ</li></ul> |
|---|

## 対象物質はこんな物質

報告の対象となる第一種指定化学物質がどんな物質か、一例をご紹介します。

同じ PRTR のデータを見るにしても、対象物質について知っているのと知らないのでは結果の見方もずいぶん違ってきます。PRTR の制度化に伴い、行政や企業による化学物質に関する情報の整備も進んでいます。簡単な表示例を載せておきますので参考にしてください。ここでは 1999(平成 11)年に行われた環境庁の PRTR パイロット事業の結果、排出量が多かった上位 10 物質のなかから、トルエン、キシレン、ジクロロメタン、フッ化水素、トリクロロエチレンを取り上げました。

|  |   |         |          |
|--|---|---------|----------|
| 物質名  | トルエン  | CAS No. | 108-88-3 |
| 英語名  | toluene   |         |          |
| 別名   | メチルベンゼン、フェニルメタン、トルオール、メチルベンゾール                                |         |          |
| 概要   | 特徴的臭気を有する無色透明の液体  |         |          |
| 用途   | 染料、香料、火薬、有機顔料、合成クレゾール、甘味料、漂白剤、ポリウレタン、合成繊維、可塑剤などの合成原料、塗料・インキ溶剤 |         |          |
| 主な使用業種   | 化学工業、石油製品・石炭製品、金属製品、鉄鋼、電気機械器具、輸送用機械器具など                       |         |          |
| 蒸気を吸い込むと、肺から容易に吸収され、中枢神経系に影響を与える。低量では錯覚感や吐き気、大量になると酩酊や精神錯乱、歩行異常などの症状が生じる。また、腎機能障害も報告されている。動物実験及び人で発がん性を示すデータは報告されていない。 |   |         |          |

|  |   |         |           |
|--|---|---------|-----------|
| 物質名  | キシレン(類)   | CAS No. | 1330-20-7 |
| 英語名  | xylenes   |         |           |
| 別名   | キシレン類   |         |           |
| 概要   | 一般に使用される製品は、o-, m-, p-, エチルベンゼンからなる混合物で、無色の液体       |         |           |
| 用途   | 有機合成原料、一般溶剤(塗料、農薬、医薬品)、石油精製溶剤、染料、有機顔料、香料、可塑剤、合成樹脂原料 |         |           |
| 主な使用業種   | 化学工業、石油製品・石炭製品、鉄鋼、電気機械器具、輸送用機械器具など                  |         |           |
| 蒸気の吸入は急性または慢性中毒を起こす。高濃度ガスするとき急性中毒を起こし、麻酔状態になることがある。慢性中毒の場合は、貧血、胃腸障害を起こす。 |   |         |           |

### 注)CAS 番号

アメリカ化学会の機関である CAS (Chemical Abstracts Service) が化学物質に付与している登録番号で、\*\*\*\*\* (2~6桁) - \*\* (2桁) - \* (1桁) の数字。世界共通の化学物質に対するコードで、約 3200 万の登録がある(2001 年 8 現在、<http://www.cas.org/casdb.html> 参照)。

- ・ 対象物質リスト → 巻末付録 1, 2
- ・ 対象物質の毒性 → 66 ページ
- ・ 対象物質選定の考え方 / 対象物質選定の手順 / 対象物質選定の経緯
  - 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について(中央環境審議会答申)
  - [http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php3?serial=1210&hou\\_id=1705](http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=1210&hou_id=1705)

|  |  |         |         |
|--|--|---------|---------|
| 物質名  | ジクロロメタン  | CAS No. | 75-09-2 |
| 英語名  | dichloromethane; methylene dichloride            |         |         |
| 別名   | 二塩化メチレン  |         |         |
| 概要   | 揮発性の高い物質   |         |         |
| 用途   | ペイント剥離剤、プリント基板洗浄剤、エアゾール噴射剤、有機溶剤、ウレタン発砲助剤、冷媒、抽出溶媒 |         |         |
| 主な使用業種   | 化学工業、プラスチック製造業、その他製造業など                          |         |         |
| <p>肺から速やかに吸収される。皮フからも吸収されるが全身症状は起きない。呼気および尿中に速やかに排出される。そのままの毒性は少ない。皮フ、粘膜の刺激がややある。肝臓障害は少ない。経口摂取および静脈内投与により毒性を示す。吸入および他の経路により穏やかな毒性あり。吸入により血液および中枢神経系に影響をおよぼす。強力な麻酔剤だが他の激しい中毒作用はほとんどない。液体の皮フに対する刺激作用は弱い。眼に対する刺激あり。</p> |  |         |         |

|  |                                |         |           |
|--|--------------------------------|---------|-----------|
| 物質名  | フッ化水素                          | CAS No. | 7664-39-3 |
| 英語名  | hydrogen fluoride              |         |           |
| 別名   | 無水フッ化水素酸、無水フッ酸                 |         |           |
| 概要   | 刺激臭のある無色の気体あるいは液体で揮発性、腐食性の高い物質 |         |           |
| 用途   | 金属酸洗剤、エッチング剤、有機フッ素化合物原料        |         |           |
| 主な使用業種   | 化学工業、電子部品製造                    |         |           |
| <p>目、鼻、のどを強く刺激する。蒸気を吸入すると気管支、肺、のどが侵され、一時的に声がでなくなったり、腹痛、灼熱感、下痢、吐き気、嘔吐、脱力感、虚脱を伴うことがある。肺は肺水腫を起こし、重いと呼吸麻痺を起こして死亡する。慢性中毒は全身衰弱をきたす。液が付着すると目、皮膚に障害を与える。</p> |                                |         |           |

|  |  |         |         |
|--|--|---------|---------|
| 物質名  | トリクロロエチレン  | CAS No. | 79-01-6 |
| 英語名  | trichloroethylene                                      |         |         |
| 別名   | トリクレン、TCE、トリクロロエテン、アセチレントリクロライド                        |         |         |
| 概要   | 特徴的な臭気のある、無色の液体  |         |         |
| 用途   | 溶剤（染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、カドミウム、塗料）、洗浄剤（羊毛）、合成原料（フロンガス）、農薬（殺虫剤） |         |         |
| 主な使用業種   | 繊維工業、機械工業（部品洗浄、フロンガス製造）、洗濯業                            |         |         |
| <p>急性暴露では強い麻酔作用を示し、高濃度の蒸気を吸入すると急速に意識を失う。吸入、静脈内、皮下投与により毒性を示す。動物実験により催奇形性、発がん性、催腫瘍性がある。皮フ、眼を強く刺激する。中程度の濃度を長時間吸入すると頭痛、眼気がおこる。非常に激しく曝された時に起こる死は心室細動とその結果起こる心臓衰弱による。常習的に曝されると肝臓、その他の器官に傷害が起こる。蒸気を吸入すると肝臓障害、貧血を起こす。皮フにくり返し触れると皮フ炎を起こす。眼、鼻、のどを刺激する。</p> |  |         |         |



## 5. どんな事業所が報告するのか

対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出している事業者のうち、以下の3つの条件に合致する事業者には報告の義務があります。

### ①対象業種

- すべての製造業 ○金属鉱業 ○原油・天然ガス鉱業 ○電気業 ○ガス業
- 熱供給業 ○下水道業 ○鉄道 ○倉庫 ○石油を扱う商品卸売業
- 鉄スクラップ卸売業 ○自動車卸売業 ○燃料小売業 ○洗濯業 ○写真業
- 自動車分解整備事業 ○機械修理業 ○商品検査業
- 計量証明業(一般計量証明業を除く) ○一般廃棄物処分業
- 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)
- 高等教育機関(人文科学系のみを除外) ○自然科学研究所

### ②雇用者数 常用雇用者 21 人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1t以上(特定第一種指定化学物質については0.5t以上)取り扱う事業所を所有するなどの要件を満たす事業者。ただし、制度が始まってから2年間は取扱量を5t以上とする。

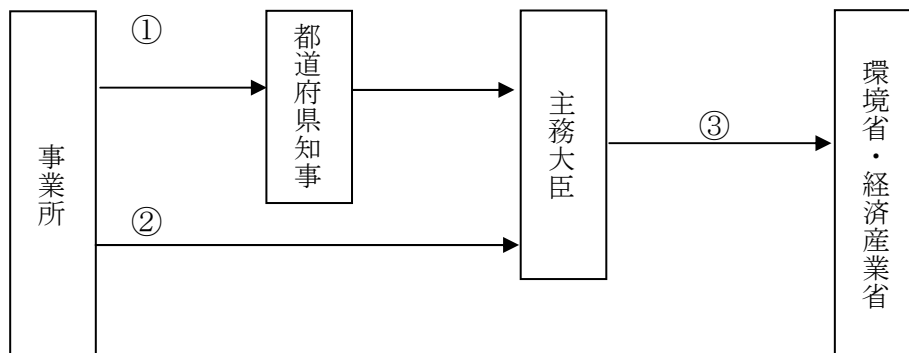
全国約670万の事業所(民営・公営含む)のうち、この条件を満たす事業所は数万とみられます。いくつかの調査から、全国の化学物質排出量の大半はこの数万の事業所によるものと推定されています。

規模が小さいなどの理由でPRTRの対象とならない残りの事業所からの排出は、国が、家庭や農地からの排出を推計するときに一緒に推計を行います。

- ・ 対象事業所の考え方・経緯 →今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(中央環境審議会第二次答申)－PRTR対象事業者等について－  
[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php3?serial=1211&hou\\_id=1705](http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=1211&hou_id=1705)
- ・ 対象事業所かどうかの判定のしかた →62 ページ

## 6. 事業者はこうやって報告する

対象となった事業者は、毎年度、事業所で前年度に排出された化学物質の量及び移動量を国へ報告することが義務づけられます。



- ①事業所は1年間の排出量及び廃棄物としての移動量を都道府県知事を経由して、その事業所を所管する主務大臣に届け出ます。
- ②ただし、秘密情報にあたると思われる物質の情報については、その理由をつけて直接主務大臣に届け出ます。営業秘密にあたるかどうかは国で厳格に判断されます。
- ③主務大臣を経由して届けられた全国の事業所のデータは、環境省と経済産業省がコンピュータ処理が可能なように電子ファイル化し、集計します。

事業者が報告する「第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量」の様式は次のようなものです。

|   |                  |       |              |          |
|---|------------------|-------|--------------|----------|
| 事業所   | (ふりがな)<br>事業者の名称 | ----- |              |          |
|   | 前回の届出における名称      | ----- |              |          |
|   | (ふりがな)<br>事業所の名称 | ----- |              |          |
|   | 前回の届出における名称      | ----- |              |          |
|   | 所在地              | 〒     | -----        | 都道<br>府県 |
| (ふりがな)                                      | -----            |       |              |          |
| 事業所において常時使用される従業員の数                         |                  |       |              |          |
| 事業所において行われる事業が属する業種                         | 業 種 名            | ----- |              | 業種コード    |
|   | ふちまたるもの          | ----- |              | -----    |
|   | -----            | ----- |              | -----    |
| 第一種指定化学物質の排出量及び移動量                          |                  |       | 別紙番号1～ のとおり  |          |
| 本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることとの有無（該当するものに○をすること） |                  |       | 1. 有<br>2. 無 |          |
| 担当者<br><br>(問い合わせ先)                         | 部 署              | ----- |              |          |
|   | (ふりがな)<br>氏 名    | ----- |              |          |
|   | 電話番号             | ----- |              |          |
| ※受理日  | 年 月 日            | ※整理番号 | -----        |          |

○「排出量」や「移動量」はどのように調べるか？

事業所では1年間の排出量や移動量をすべて実際に測定しているわけではありません。①物質収支、②実測値、③排出係数、④物性値、⑤その他の確に算出できると認められる方法で算定して求めます。

○1社平均何物質くらい報告するのか？

PRTR の報告対象となる第一種指定化学物質は 354 物質ですが、1事業者が報告する物質の数はそれほど多くありません。事業所の業種や規模によっても異なりますが、例えば環境省が 1999(平成 11)年度に176物質を対象に行ったパイロット事業では、1社あたりの平均報告物質数は 3.4 物質でした。

- ・ 報告様式について →『PRTR施行規則』別記様式 [http://www.env.go.jp/chemi/prtr/sho02\\_1.html](http://www.env.go.jp/chemi/prtr/sho02_1.html)
- ・ 排出量の算定方法について →『PRTR排出量等算出マニュアル』(平成 13 年4月、経済産業省・環境省)
- ・ MSDS に関する規定 →『指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令』(平成 12 年 12 月 22 日通産省令第 401 号)  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/mhonbun.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/mhonbun.pdf)

## ○化学物質の情報シート MSDS

化学物質を適正に管理するためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を十分に知っておく必要があります。

「化学物質等安全データシート」(MSDS)とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのものです。PRTR 法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の製品(「指定化学物質等」)について、この MSDS を提供することが義務化されました。

## MSDS の例

|   |                           |                                  |
|---|---------------------------|----------------------------------|
|   |                           | 作成日 1995年5月16日<br>改訂日 2001年1月25日 |
| <b>化学物質等安全データシート(性状取扱情報)</b>  |                           |                                  |
| <b>1. 製品及び会社情報</b>  |                           |                                  |
| 製品名   | トリクロロエチレン                 |                                  |
| 会社名   | 霞が関工業株式会社                 |                                  |
| 住所  | 神奈川県横浜市中央区1丁目1番地          |                                  |
| 担当部門  | 品質保証部                     |                                  |
| 担当者(作成者)  | 製品太郎                      |                                  |
| 電話番号  | 045-123-4567              |                                  |
| FAX番号   | 045-123-4568              |                                  |
| 製品コード   | COS-0001                  |                                  |
| 緊急連絡先   | 横浜工場(電話番号 045-123-1234)   |                                  |
| 整理番号  | TCE-1                     |                                  |
| <b>2. 組成、成分情報</b>   |                           |                                  |
| 単一製品・混合物の区別   | 単一製品                      |                                  |
| 化学名   | トリクロロエチレン                 |                                  |
| 別名  | トリクロルエチレン、三塩化エチレン         |                                  |
| 成分及び含有量   | 99%                       |                                  |
| 化学特性(化学式又は構造式)  | CHCl=CCl <sub>2</sub>     |                                  |
| 官報公示整理番号(化審法・安衛法)   | 2-105                     |                                  |
| CAS No.   | 79-01-6                   |                                  |
| 化学物質管理促進法   | 第一種指定化学物質 政令番号 第211号      |                                  |
| 労働安全衛生法   | 57条の2第1項(通知対象物 政令番号第383号) |                                  |
| <b>3. 危険有害性の要約</b>  |                           |                                  |
| 最重要危険有害性:吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は強い麻酔作用がある。  |                           |                                  |
| 有害性:蒸気は強い麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を起こしうる。この液体と接触すると、目は刺激され、継続して作用を受けると皮膚も刺激される。急性毒性の結果としては、中枢神経系の一時的障害、しかし永続的障害も起こる。火災の場合は、有害な塩化水素等が発生する <sup>1)</sup> 。 |                           |                                  |
| 環境影響:水生生物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。   |                           |                                  |
| 物理的及び化学的危険性:トリクロロエチレンは、室温では難燃性である。しかし、高温や高酸素濃度等の特殊な条件下では引火し、時には爆発する <sup>2)</sup> 。   |                           |                                  |
| 主要な徴候:麻酔作用  |                           |                                  |
| 分類の名称:(分類基準は日本方式) 急性毒性物質、その他の有害性物質  |                           |                                  |
| <b>4. 応急措置</b>  |                           |                                  |
| 吸入した場合:傷病者を新鮮な空気のところに移し、窮屈な衣服部分は緩めて安楽な状態にし、医師が来るまで身体を冷やしてはならない。呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行なうとともに、医師の診断を受けさせる。  |                           |                                  |
| (以下略)   |                           |                                  |

## 7. 事業所以外からの排出

いうまでもなくPRTR法の対象となった事業所だけが化学物質の排出源ではありません。農薬の散布や自動車等の排ガスによって多くの化学物質が排出されていますし、家庭における塗料や殺虫剤などの使用も無視できません。

これら事業所以外の発生源は、排出している物質やその量を報告させることが難しいため、代わりに国が推計を行います。この結果は、事業所から報告された情報と併せて公表されます。

推計の対象となるのは主に次のような発生源からの排出です。

|                                |
|--------------------------------|
| 農薬散布:農地等、造園、森林、ゴルフ場、公園         |
| 交通機関:自動車、二輪車、船舶、鉄道、航空機         |
| 家庭、オフィス等:塗料など大気への排出、生活排水       |
| 報告を行わない業種:燃料小売業、建設業、自動車整備業、医療業 |

### ○推計のしかた

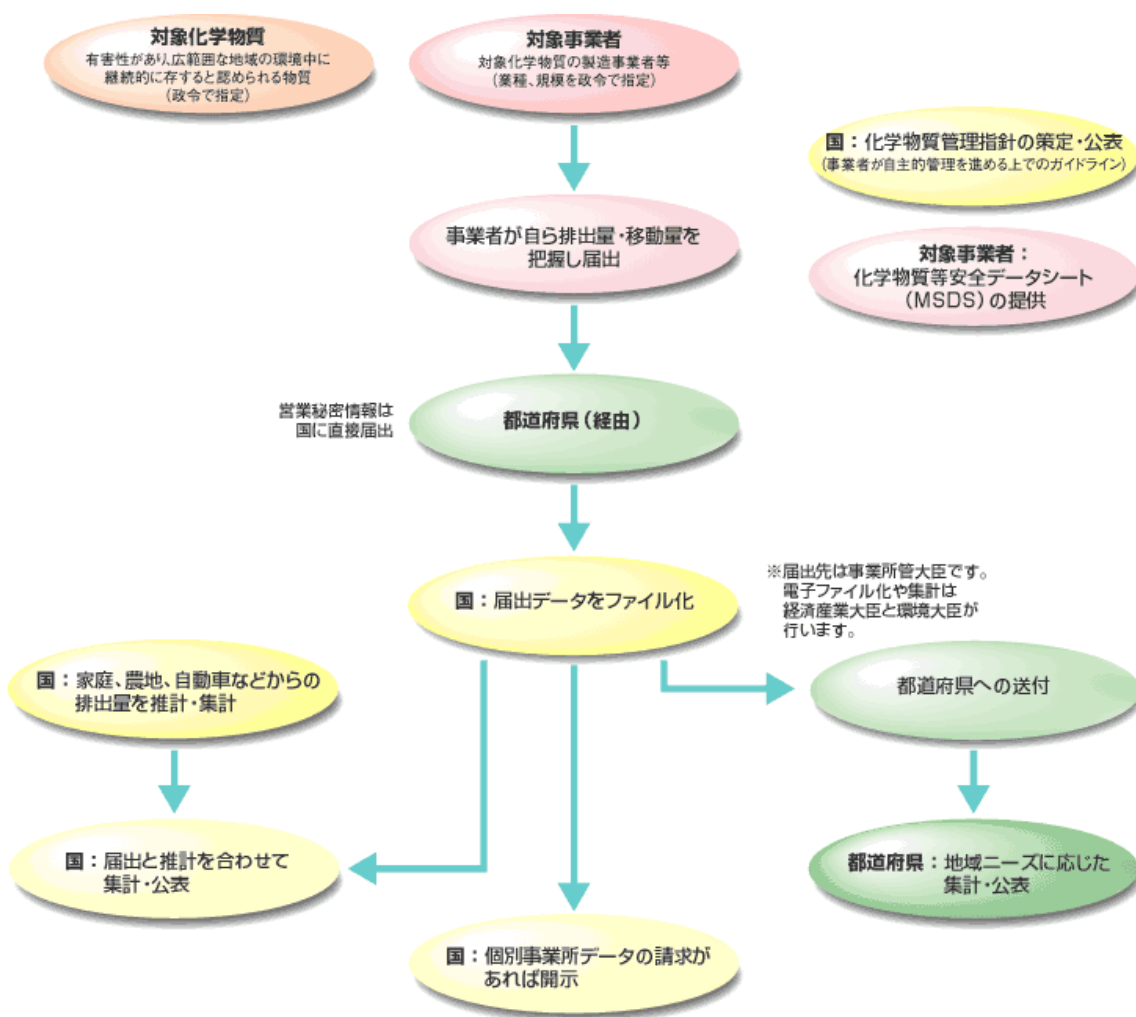
例えば農薬の排出量や排出先は、次のような手順で推計します。

- ①統計資料から農薬の出荷量や使用量を把握する。
- ②PRTR 対象物質の含有率を調べる。
- ③農薬の用途や適用作物から、「農地等」「森林」「ゴルフ場」等の分野ごとの環境中への排出量を推計する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 推計方法について / 推計対象物質について →63 ページ、各年度の『PRTR パイロット事業報告書』環境省環境保健部環境安全課</li><li>・ パイロット事業の推計結果 →64 ページ、各年度の『PRTR パイロット事業報告書』環境省環境保健部環境安全課</li></ul> |
|--|

## 8. 公表のしくみ

事業者が報告した情報が国によって集計され、一般に公表されるまでの流れは、次のようになっています。



- ① 対象事業者は、対象化学物質の1年間の排出量や移動量などを把握し、その結果を都道府県を経由して国へ届け出ます。ただし事業者が秘密情報と考える物質についての情報は国に直接届け出ます。それが営業秘密にあたるかどうかは国が厳格に判断します。
- ② 国は、全国の対象事業者から集まったデータをコンピュータ処理が可能なように電子ファイル化し、物質別、業種別、都道府県別などに集計します。
- ③ 国は、全国の家畜や農地、自動車などから排出される化学物質の量を推計します。
- ④ 国は、②と③を併せ、公表します。
- ⑤ 国は、集計結果の公表とは別に、請求があれば電子ファイル化された個別事業所ごとの情報を開示します。
- ⑥ 電子ファイル化された情報は国から都道府県に提供され、都道府県は地域のニーズに応じた集計・公表を行います。

#### ○PRTR データやその他関連情報の公表予定

PRTR 法に基づき、事業者は 2001(平成 13)年 4 月から 1 年間の排出量・移動量を把握し、2002(平成 14)年 4 月以降国に対して届出を行います。第1回目の PRTR 結果が集計されて公表されるのは 2002(平成 14)年度後半に予定されています。

また、PRTR 制度のスタートに伴い、化学物質に関するさまざまな情報が行政や企業から提供されるようになります。国から公表される PRTR データはもとより、化学物質の有害性や各企業の化学物質管理などについての情報に触れる機会も少しずつ増えています。

#### 国

- 集計の公表
- 個別事業所の情報開示
- 有害性などの情報提供

#### 企業

- 自主的な情報提供
- 説明会の開催

#### 市民

- 情報に関心を持つ
- できることから行動する

#### 都道府県

- 地域ニーズに合わせた集計の公表

#### NGO など

- リスク評価に必要な解説情報の提供